(a)

災の日」(9月1日)を含む一週間は「防災週 た「関東大震災」にちなみ、制定された「防 大正12年(1923年)9月1日に発生し

発生が多い時期にあたり、多くの台風の発生 が予想されます。 に16個も発生しています。毎年9月は、 今年は、台風の発生が多く、8月中旬まで 台風

でも浸水などの被害が発生しています。 超えるような豪雨の頻度が高まっており、県内 Cいわれる、河川等や下水道施設の処理能力を さらに、台風以外にも、近年は、ゲリラ豪雨

とが大切です 害時には自らの安全を守れるよう行動するこ 全対策及び緊急時に備えた対策を検討し、災 こういったことから、平常時から事前の安

○事前の安全対策

- 気象情報を注意してよく聞きましょう。
- あらかじめ避難場所や避難経路を確認して おきましょう。
- 屋根、煙突、アンテナ、看板、板塀などの点 検・補強を実施しましょう。
- ベランダや家回りの鉢植え、物干しなど飛 散の危険が高い物は室内へ取り込みましょ
- 側溝のゴミや土砂をとり除き、雨水の排

水をよくしておきましょう。

○緊急時に備えた対策

- 暴風や豪雨で屋外が危険と予想される時 は、外出を避けましょう。
- 停電に備えて懐中電灯、 をしておきましょう。 携帯ラジオの準備
- 緊急避難に備えて非常持ち出し品の準備を しておきましょう。
- 断水などに備えて、飲料水などを確保して おきましょう。
- ましょう。 危険を感じたり、避難の勧告や指示があっ た場合は、 迅速に指定の避難場所へ避難し
- 歩ける水深は、成人男性で70㎝、成人女性 を求めましょう。 で50㎝といわれています。 く冠水している場合は、 無理をせず、救援 避難経路がひど
- 助けを求める連絡先を確認しておきましょ 自力で避難することが難しいときに備えて
- 問い合わせ先= 者等、 ご近所の方々と協力して、高齢者、 連絡方法などを話し合っておきましょう。 災害時に支援が必要な方々の避難や 障がい

総務課 交通防災係

○古い家電製品による 消費豆知識®

発火に注意!

30年前に購入した扇風機。使つ 扇風機

かけた。 て1時間後に焦げ臭いにおいが し、見ると煙が出ていたので水を

部品の保有期間が過ぎると修

事例2 エアコン

アコンの差し込み部分が爆発し、 火が出てカーテンが燃えた。煙も ひどく出て、消防署に連絡した。 20年以上前に購入したルーム下

ガス瞬間湯沸かし器

屋が水浸しになってしまった。 げたにおいがし、水が噴出して部 行くと、煙が部屋中に充満し、焦 給湯器から異常音がするので見に シャワーを利用中、台所のガス

ら電源プラグを抜き、販売店や 発火などの危険な状態が起きる 保有による経年劣化で、発煙や たら、使用をやめてコンセントか ことがあります。不具合が発生し 家電製品等は長期間の使用や

メーカーに相談しましょう

ましょう。 品のまわりは、こまめに掃除し 境により劣化が早く進む場合が あります。電源コードや家電製 同じ製品でも、使用状況や環

見えても永久に使えるわけでは 理はできなくなります。家電製 ありません。 品やガス・石油製品は丈夫そうに

ノターにご相談ください に注意しましょう。 詳しくは上三川町消費生活セ 10年以上使用した家電製品 「異常な音」「振動」「におい

▼相談日時=

月~金曜日 午前9時~正午 (祝日・年末年始を除く)

*相談場所= 上三川町消費生活センター 午後1時~4時

相談専用電話番号=

消費生活センターにご相談ください

毎年9月1日~10日は屋外広告物適正化旬間です

屋外広告物の許可申請について

- ◎屋外広告物とは・・・常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものです。
- 例)広告板、広告塔、壁面広告物、はり紙、立看板、置看板、のぼり旗、広告幕、アドバルーン等 屋外広告物は、**屋外広告物法や栃木県屋外広告物条例**に基づく規制を受けるので、掲出すると きは、**原則許可**が必要です。(一部適用除外があります。)

県の条例には、掲出することを禁止する禁止地域や禁止物件が定められています。 また、許可を受けることによって掲出できる**許可地域**も定められています。

町内の許可地域は、

- · 田園調和型地域
- · 田園調和型沿線地域
- · 市街地形成型地域

の3つに区分されており、各地域によって許可基準が異なります。

その他、屋外広告物の種類によっても許可基準が異なります。 例えば、野立広告板の許可基準は、下記のとおりです。

(野立広告板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・6ms 以下 ・道路からの後退距離以下	· 6m 以下 · 道路からの後退距離以下	·6m以下
面積	· 10㎡以内 / 面 表裏各 1 面 / 件 (20㎡以内 / 基)	· 20㎡以内 / 面 表裏各 1 面 / 件 (40㎡以内 / 基)	· 20㎡以内 / 面 表裏各 1 面 / 件 (40㎡以内 / 基)
後退 距離 - 間隔	道路から 1m 以上かつ広告物の高さ以上広告物相互間 30m 以上	道路から 1m 以上かつ広告物の高さ以上広告物相互間 30m 以上	・道路からの後退距離なし ・道路への突出不可
基数· 共架数	・共架:縦に 5 件 / 基 但し、合計面積は上記面積の 範囲内	・共架:縦に5件/基但し、 合計面積は上記面積の範囲内	・1 基 / 前面道路 ・共架:縦に 5 件 / 基 但し、合計面積は 40㎡以内
照明	·白色系、点滅不可		

注:前面道路・・・事業所等の敷地が接する公道

※上記以外の広告物の場合は、問い合わせ先に照会ください。ただし、車両又は船舶に表示される広告物については、許可申請窓口が栃木県都市計画課となりますので、詳細は栃木県ホームページよりご確認ください。

屋外広告物許可期間満了に伴う更新許可申請について

○許可期間経過後も継続して当該広告物を掲出する場合には、許可期間更新の申請が必要となります。 期限満了前に更新の手続きをお願いいたします。

【提出書類】

- ·屋外広告物更新許可申請書(正本·副本各1部)
- ・添付書類(正本・副本にそれぞれ添付)
 - ①屋外広告物自己点検結果確認書
 - ②広告物の現況写真(3ヶ月以内に撮影したもの)
 - ③その他(使用権を証する書面等、必要な場合に添付してください)

【手数料】

広告物の種類や表示面積により異なります。

(申請受付・内容審査後、手数料を納めていただく納付書を発行いたします。

納付を確認後、許可書を発行いたします。)

※なお、すでに広告物が除却されており、更新の必要がない場合には、速やかに除却届を提出してください。

▶問い合わせ先=都市建設課 都市計画係 ☎ 56 9140